

国東市財務活動管理方針

平成 25 年 3 月 21 日
国東市告示第 7 号

改正 平成 25 年 8 月 27 日告示第 80 号
平成 25 年 10 月 30 日告示第 91 号
平成 26 年 1 月 23 日告示第 3 号
平成 26 年 9 月 8 日告示第 75 号
平成 27 年 1 月 9 日告示第 1 号
平成 27 年 3 月 31 日告示第 36 号
平成 27 年 10 月 1 日告示第 100 号
平成 28 年 2 月 16 日告示第 10 号
平成 28 年 4 月 1 日告示第 38 号
平成 29 年 8 月 23 日告示第 82 号

第 I 総則

1 本方針の目的

資金調達と資金運用に関わる財務活動の原則及び管理方針を定めて、資金の安全性及び効率性の実現を図ることを目的とする。

2 法令等との関係

地方自治法、地方財政法、地方公営企業法、国東市財政調整基金条例及びその他の基金条例に定めるものを除くほか、本方針の定めるところによる。

3 適用範囲

本方針は、歳計現金、歳入歳出外現金、基金、工業用水道事業資金及び市民病院事業資金について適用する。

4 財務活動の原則

(1) リスクとは目的達成の成否を不確かにする要素と影響のことであり、目的に対して正(=促進)の結果をもたらす場合と負(=阻害)の結果をもたらす場合がある。資金の安全性に係る信用リスク、流動性リスク、及び金利変動リスク等に関わるさまざまな要素を金融取引のみでなく市の内外のすべての環境から見出し、適切なリスクコントロール(※注1)を通じて、効率性の向上を図る。

① 効率性の向上

金融取引においてリスクとは不確実性という意味であり、リスク(不確実性)を引き受けることでリターン(収益)が発生する構造にあるため、リスク(不確実性)をいたずらに回避するのではなく、リスクの性質や程度を見極め、適切にコントロールすることで、支払利息の削減及び運用収益向上を図る。

② 信用リスクへの対処

個々の金融商品元本の確実な保全のため、安全な金融商品の選択、預金保護のためのペイオフ対策、取引金融機関経営健全性指標（※注2）に留意する。

③ 流動性リスクへの対処

必要なときに必要な資金を調達するために、資金の統合管理、市場金利を反映する短期資金調達、及び償還期間の適切な設定を行う。

④ 金利変動リスクへの対処

金利の変動とは市場金利の上がり下がりであり、債券価格は逆の方向に変動する。償還期間を短期化することで、金利変動リスクを抑制し、利息削減が図られるが、償還期間を長期化すれば金利変動リスクが高まり、利息は高くなる。償還期間や金利固定期間の短期化の工夫を通じて調達コスト削減を図る。

市場利回り上昇は保有債券価格下落をもたらすが有利な債券に入れ替える機会であり、市場利回り低下は保有債券価格上昇をもたらすが有利な債券を購入する機会は低下する。したがって、市場金利変動による債券価格変動とクーポン（利息）の再投資収入の変動に統一して対処するために、保有債券等の継続的な入れ替えを通じて、運用資金の適切な構成と運用益の上昇を図る。

※注1 適切なリスクコントロール

・留意すべきリスク

信用リスク 投資資金回収の不確実性

流動性リスク 資金繰りの不確実性

金利リスク 市場金利変動の不確実性による保有債券価格変動の不確実性及びクーポン（利息）の再投資収入の不確実性

・さまざまなリスクコントロール

リスクを生じさせる活動を行わないリスク回避

有利な機会を追求するために、リスク引受又は増加

リスクを低減するための工夫、又はリスク源の除去

保険等による他とのリスク共有

※注2 金融機関経営健全性指標

国内業務のみの銀行 自己資本比率 4%以上

国際業務を行う銀行 自己資本比率 8%以上

証券会社 自己資本規制比率 140%以上

参考指標

不良債権比率 10%以内、金融庁登録信用格付業者投資適格以上、株価の推移

(2) 預金保護のためのペイオフ対策

① 資金管理状況の一元的把握を会計管理者が行い、借入状況の一元的把握を財政課長が行い、預金と借入金の相殺を図るものとする。

なお、金融機関破綻時には、決済用預金は金額の制限なく預金保険機構等による保護対象となること及び金融機関毎に1千万円以下の利子付預金は保護対象になるが、その名寄せ範囲は、一般会計、特別会計、公営企業、市役所組織名預金（※注3）であることに留意する。譲渡性預金は、預金保険等の保護対象外であ

るが借入金との相殺が可能である。

- ② 利子付預金預入の相殺枠は、金融機関毎に借入金と 1 千万円の合算額を限度とするが、相殺枠を超える資金は決済用預金又は債券で運用することを基本とする。
- ③ 利子付き預金が相殺枠を超える場合、(1) ①の金融機関経営健全性指標の基準(※注 2) を満たせば、信用枠(※注 4) の範囲内で、預金ができるものとする。
ただし、金融機関の経営健全性が参考指標等を含めて認められ、及び預金の収益性が特に認められる場合に、信用枠の運用を行うものとする。
- ④ 市役所組織名預金は決済用預金に預入するものとする。

※注 3 市役所組織名預金

市役所組織の預金であり、たとえば、国東市給食会計預金、国東市立小学校預金、市民病院〇〇課預金等。ただし、土地開発公社預金は名寄せ対象外。

※注 4 信用枠

指定金融機関の場合、利子付預金枠 40 億円

その他の金融機関の場合、利子付預金枠 30 億円

5 資金管理会議

この方針に基づく財務活動を行うために、国東市財務活動連絡会議を設置する。

(1) 委員

財政課長、財政係長、上下水道課長、水道工務係長、水道管理係長、下水道管理係長、市民病院事務長、市民病院庶務課長、市民病院会計係長、会計管理者、会計課係長を委員とし、必要に応じ、会計管理者が招集し、事務局は会計課に置く。

(2) 協議事項

起債計画、借入金償還計画情報の交換、資金運用の検討、金融機関財務状況、ペイオフ対策、本方針の見直し、その他財務活動に係る事項

(3) 預金預入金融機関が破綻した場合

直ちに、預金の名寄せを行い、相殺すべき市債と預金の特定を行い当該金融機関精算人に申し入れるとともに、預金を財源に市債繰上償還を行うための予算措置を行う。

6 財務活動に従事する者の責任

運用資金は市民から預かった財産であり、調達資金は市民の負債となることを踏まえ、市民の利益を第一目的とし、法令及び本方針に定める諸要件を誠実に遵守しなければならない。このため、ファイナンス能力の向上に努めるとともに、金融情勢等に対して、一般の金融業務従事者が払うべき注意を怠ってはならない。

市民に対する説明責任の遂行、及び他団体との情報共有による成果向上を目的として、財務活動管理方針及び活動実績(※注 5) を公表するものとする。

※注 5 活動実績

資金運用

過年度及び本年度並びに過去 3 年度を通算した運用実績

資金運用利回り (%) = {運用収入 (円) ÷ 資金平均残高 (円)} × 100

※平均残高 = 歳計現金は日々平均残高、基金は月末平均残高

※歳計現金、基金(※除く定額運用基金)、及び合計の区分で算定

長期借入金

前年度末の債務残高に対する利子負担の状況

$$\text{利子負担率 (\%)} = \{ \text{将来に渡る利子 (千円)} \div \text{残高 (千円)} \} \times 100$$

※各会計、及び合計の区分で算定

※金利見直し方式の借り入れで、見直し時期未到来のものは
当初借入利率で利子を計算

前年度の借入に関わる利子負担の状況

$$\text{利子負担率 (\%)} = \{ \text{将来に渡る利子 (千円)} \div \text{借入額(千円)} \} \times 100$$

※各会計、及び合計の区分で算定

※借入利率及び償還年数を表示する

※金利見直し方式の借り入れで、見直し時期未到来のものは
当初借入利率で利子を計算

短期借入金

前年度及び本年度上半期の一時借入実績

借入期間、借入額 (円)、支払利息 (円)、借入利率 (%)

第Ⅱ 資金調達及び資金運用の考え方

1 短期資金（期間1年以内）の調達及び運用

(1) 財務活動の基本的な考え方

各課から収入及び支出計画を聴取することにより、支払資金の過不足を把握した上で、短期金融市場の金利水準（※注6）に注意を払い、確実かつ有利な金融商品を選択する。

※注6 短期金利の動向は日本銀行の金融政策で決まってくる。

(2) 資金調達

短期金融市場に連動した金融商品（※注7）を基本に資金調達を行う。

資金の長期運用を阻む要因である、基金の繰り替え運用や短期プライムレートでの一時借入等は原則行わない。

緊急の支払いに対処するため、当座貸越による資金調達を行うことができる。

※注7 短期金融市場に連動した金融商品

オープン市場での市保有国債等の売り現先取引による資金調達やインターバンク市場での短期資金調達金利（TIBOR=Tokyo Interbank Offered Rate）をベースにした「銀行等貸付」等

(3) 資金運用

ペイオフ対策のため、決済用預金を基本とするが、余裕資金の運用は、以下から選択する。

ア 国庫短期証券

イ 国庫短期証券買い現先取引

ウ 期間1月以内の譲渡性預金や1年以内の定期預金

2 長期資金（期間1年超）の調達及び運用

(1) 財務活動の基本的な考え方

国債金利が最も低く、地方債金利、一般企業の社債金利の順に、それぞれの資金調達団体の信用リスクの程度に応じてリスクプレミアム利率が付される要因と償還年限の長さに応じて流動性リスク等が高まり金利を引き上げる要因が、統一的に作用して金融市場の金利が決定される。

調達（借入=市債発行）と運用（貸付=債券購入、預金）は、貸借という金融活動の中の表裏として統一して捉えるべきであり、ともに償還年限に応じた国債利回りを基準にリスクプレミアムを付して金利が決定される（※注 8）こと、及び金融市場の動向、並びに各種リスクを踏まえて、安全かつ最も効率的な金融取引を行うものとする。

※注 8 地方公募債券金利=償還年限に応じた国債金利+各団体のリスクプレミアム

定時償還借入金利=*平均償還年限 {=(各回返済額×各回借入期間)÷借入額} の国債金利等+各団体のリスクプレミアム

*平均償還年限 定時償還方式は、毎年度償還していくため、返済期限毎の複数の起債の合算であり、算定した平均償還年限が国債の対応する償還年限になる。平均償還年限を短くすることが、金利の低下と債務の早期償還につながる。

(2) 資金調達

① 起債方法

証書借入による定時償還方式を基本とするが、証券発行や満期一括償還方式に財務的な合理性が認められる場合はこの限りでない。

定時償還方式において、支払利息削減と債務早期償還を実現するために、次の方法を取るものとする。

ア 据置期間は原則として設けない

イ 選択できる場合は、元金均等償還方式

ウ 財政収支見込が許す範囲で償還期間を設定

エ 金利固定方式と金利見直し方式、変動金利方式の選択は、償還シミュレーションによる支払利息の多寡による判断

オ 金利見直し方式の見直し条件は国債等金融市場金利を基準

② 銀行等引受資金の借入先決定

引き合い方式又は相対方式のいずれの場合も、国債等金融市場金利をベースにした適切な借入金利を約定できる金融機関を借入先とする。

(3) 資金運用

① 資金の目的に応じた運用の原則

ア 定額運用基金（※注 9）

流動性確保を一義的な目的として、決済用預金を基本に運用する。

イ 果実運用型基金（※注 10）・積み立て型基金（※注 11）

一括運用の部分としての運用であり、個々の基金の取り崩し予定額を把握して、余裕資金は、中期、長期及び超長期商品での運用及び債券入れ替えによる売却益の確保を図る。

ウ 歳計現金、歳計外現金、企業会計資金

余裕資金は、中期、長期及び超長期商品での運用、及び債券入れ替えによる売却益の確保を図る。

※注 9 定額運用基金 特定の目的のため、基金から直接貸付け、及び当該基金に直接償還させる等、原資金の範囲内で歳入歳出予算に関係なく経理する。

※注 10 果実運用型基金 収益を積み立てることなく、特定の目的のための事務事業の財源として歳入予算に計上して充当する。

※注 11 積立型基金 積立てた原資金と収益を、特定の目的のため処分するときは、歳入予算に計上して繰り入れる。

② 一括運用

会計管理者が保管すべき基金は、定額運用基金を除いて、一括運用（※注 12）を行う。公営企業及び外郭団体（※注 13）から運用受託する資金は公営企業及び外郭団体資金運用基金に積み立てて一括運用を行うものとする。

一括運用の目的は、事務の簡素化を図るとともに、予期せぬ基金取崩しに基金全体で対処することで、長期運用を可能にする環境をつくり、効率性向上を図るものである。

運用収益は、財政調整基金が代表して受け入れるものとし、収益の配分は、年1度、12月末時点の基金残高の割合で按分し、年度末までに、財政調整基金から各基金に振り替える。1月以降に収益の異動があった場合は、財政調整基金で調整するものとする。

※注 12 一括運用とは、個々の基金と個々の金融商品の対応付けを外し、基金残高と金融商品残高を総額で対応付けするものである。

※注 13 外郭団体は、市設置の公社並びに市出資割合2分の1以上の公益社団法人及び公益財団法人とする。

③ 金融商品

ア 預金

決済用預金、定期預金、期間半年以内の譲渡性預金

イ 有価証券

満期まで概ね30年以内の次の債券に限る。

日本国債

日本政府機関債（政府保証債、財政投融资機関債（※注 13））

地方債

地方公共団体金融機構債

※注 14 財政投融资機関債は金融庁登録のいずれかの信用格付業者による格付AA各以上のものに限る

3 金融商品保管の原則

(1) 市債の繰り上げ償還は、次の場合に行うものとする。

① 借入先破綻時に、預金と相殺する場合

② 余裕資金により、財務の健全化のため固定費を圧縮する場合

③ 金利費用を低下させるために、借り換えを行う場合

(2) 預金の解約又は債券売却は、次の場合に行うものとする。

- ① 資金の安全性を確保するために必要な場合
- ② 流動性を確保するために必要な場合
- ③ 収益性向上のために、金融商品の入れ替えを行う場合

4 債券の運用指針

(1) 取得方法

市長又は事業管理者の決裁を受けた後、証券会社との相対取り引き、又は複数の証券会社による引き合いのいずれかにより、確実かつ効率的な方法で債券取得を行う。

(2) 償却の方法

① 経過利息の償却方法

ア 既発債券の売買が利払日と利払日の間に行われるとき、前回の利払日の翌日から売買日までの利息を経過利息として支払う。経過利息は最初の受取利息の中に含まれるため、受取利息の調定又は仕訳は経過利息相当額を減じた額で行い、経過利息を償却する。基金に属する債券は歳計現金又はキャッシュフローから基金に償却相当額の現金を移動する必要がある。

② 債券を額面金額より高い金額又は低い金額で取得した場合（※注 15）は、その取得差額を償却原価法（※注 16）により償還期に至るまで期間に応じて償却する。

ア オーバーパー（＝額面超過額）債券

受取利息の調定又は仕訳は当年度償却額を減じた額で行い、債券簿価から同額を減ずる。基金に属する債券は歳計現金又はキャッシュフローから基金へ償却相当額の現金を移動する必要がある。

イ アンダーパー（＝額面未満額）債券

受取利息の調定又は仕訳は当年度償却額を加算した額で行い、債券簿価に同額を加算する。基金に属する債券は基金から歳計現金又はキャッシュフローへ償却相当額の現金を移動する必要がある。

※注 15 債券価格は同一銘柄債券のクーポン（表面利率）と市場利回りの差異の調整として決定される。

$$\text{債券単価} = \{ (100 \text{ 円} + \text{クーポン (表面利率)} \times \text{残存年数}) \div (100 \text{ 円} + \text{市場利回り} \times \text{残存年数}) \} \times 100 \quad ; \text{額面} = 100 \text{ 円}$$

※注 16 償却原価法

債券を額面金額より高い価額または低い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額（取得差額）が金利調整差額の場合には、取得差額を償還期に至るまで每期一定の方法で貸借対照表価額に加減する方法をいう。加減額は有価証券利息に含めて処理される。

③ 売却損失の処理方法

ア 歳計現金等の債券の売却損失は、歳計現金等の収益を使用して償却を行うことができる。基金の売却損失は一括運用する基金の運用収益を使用して償却を行うことができる。

イ 企業会計においては、通常は売却益と損益通算して事業外損益で処理する。

(3) 債券台帳の記載事項

① 購入時

購入債券の銘柄、約定日、額面、購入価格、クーポン（表面利率）、利回り、発行日及び償還日、金利支払日、購入単価、経過利息、発注業者、口座管理業者

② 売却時

約定日、売却価格、売却単価、所有期間利回り、受け渡し日、経過利息、発注業者、売却理由

(4) 債券の収益性の評価基準

債券の効率的な運用実現のためには、予算単年度主義による短期的な損益の成果追求ではなく、経営的な視点による、複数年度を通算した損益による収益性の評価が必要である。

債券を満期保有した場合も債券を売却した場合も、収益性の評価はともに、単年度損益でなく、所有期間を通じた利回り（※注 15）の多寡によるものとするが、債券入れ替えを行う場合は、新たに取得する債券の所有期間利回りを含めて収益性の評価を行う。

なお、債券売却の場合は、満期までの償還期間短縮に伴う含み益増加（ロールダウン）効果による売却益及び債券残存期間に対応する債券の市場利回りと債券表面利率の調整としての売却益又は売却損が想定される。

※注 17 所有期間利回り（%）＝ {年間利息＋（売却価格－購入価格）÷所有期間} ÷
購入価格

第Ⅲ その他

- 1 この方針は、必要に応じて、見直す。
- 2 この方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

本方針は、平成 25 年 3 月 21 日から施行する。

附 則（平成 25 年 8 月 27 日告示第 80 号）

本方針は、平成 25 年 8 月 27 日から施行する。

附 則（平成 25 年 10 月 30 日告示第 91 号）

- 1 本方針は、平成 25 年 10 月 30 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第Ⅱ（3）②「一括運用」既定の運用収益の配分は、平成 25 年度に限り、一般会計に属する基金については当初予算額を限度に配分を行い、差引額を財政調整基金と特別会計所属基金で按分するものとする。

附 則（平成 26 年 1 月 23 日告示第 3 号）

本方針は、平成 26 年 1 月 23 日から施行する。

附 則（平成 26 年 9 月 8 日告示第 75 号）

本方針は、平成 26 年 9 月 8 日から施行する。

附 則（平成 27 年 1 月 9 日告示第 1 号）

本方針は、平成 27 年 1 月 9 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日告示第 36 号）

本方針は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 10 月 1 日告示第 100 号）

本方針は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 2 月 16 日告示第 10 号）

本方針は、平成 28 年 2 月 16 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日告示第 38 号）

本方針は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 8 月 23 日告示第 82 号）

この告示は、公布の日から施行する。